

日本農業経済学会倫理委員会運営細則

第1条（目的）

日本農業経済学会倫理綱領・行動規範に基づき設置される倫理委員会の実効性を確保するため、本細則において必要な具体的事項を定める。

第2条（取り扱う事案の範囲）

倫理委員会の取り扱う範囲は、倫理綱領・行動規範に則して問題のある次の2つの要件を同時に満たす事案とする。

- 1) 申立人および被申立人双方が学会員である事案であること
- 2) 学会における研究活動または運営活動に関わる事案であること

第3条（申し立ての受付）

第2条に示された範囲の事案について、会員からの申し立てを受け付ける。

2. 申し立ては原則として別途定める書式を用いるものとする。申し立ての宛名は、日本農業経済学会事務局とする。事務局は申し立てがあった旨を速やかに総務担当副会長および総務担当理事に報告する。

第4条（本学会の対応事案か否かの判断）

総務担当副会長と総務担当常務理事は当該事案が本学会の対応事案か否かを第2条に照らして判断し、その結果を会長または会長に代わる理事に報告する。会長または会長に代わる理事は、倫理委員会規程に基づき倫理委員会を設置する。

第5条（守秘義務）

倫理委員会委員、関係する学会役員は、役割遂行上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

第6条（改正）

本細則の改正は理事会で決定し、総会に報告する。

附則

この規程は2024年3月12日より施行する。

申 立 書 (案)

年 月 日

日本農業経済学会事務局 御中

(申立人)

氏名

住所 〒

電話

E-mail

日本農業経済学会の定める「倫理綱領・行動規範」、「倫理委員会規程」、および「倫理委員会運営細則」に基づき、下記のとおり申し立てます。

記

1. 倫理規定細則第2条に則して問題のある会員等の氏名または団体名

- ・氏名または団体名
- ・連絡先

2. 申立行為の時期、内容およびその根拠

以上